⑭　次に掲げる基準を全て満たす配置予定技術者として主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

イ　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成21年度からから公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑬イ(イ)に掲げる同種工事について、上記イの有資格者としての経験を有する者であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。

ａ　同種工事の契約時点で上記イの資格を有していること。

ｂ　同種工事の着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

ハ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑮　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

イ　会社としての「契約不適合等処理体制」が整備されていること。

ロ　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

ハ　構造上主要な部分（柱、梁または耐力壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⑯　令和４年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構が中部地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者については、次の条件を満たしていること。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

・当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑰　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑭に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⑱　次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

イ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ロ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ハ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑲　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑱をすべて満たす者で構成され、かつ、次のイ及びロにより構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は３者以内とする。

イ　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。

ロ　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑳　共同企業体としての資格の認定申請等　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、入札説明書「特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き」により必要な資料を申請書提出期限日の一週間前までに当機構中部支社までに提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書に添付の「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに、良好な提案等に上記⑴により加算点（最大40点）を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑷　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

⑸　当機構が評価した「施工計画」に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において工事請負契約書及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と受注者間で入札説明書「施工計画・技術提案の履行に係る覚書」を交換するものとする。

４　入札手続等

⑴　設計図面及び現場説明書等の交付期間、交付方法

イ　交付期間　令和６年５月23日（木）から令和６年７月３日（水）まで

ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（但し、正午から午後１時の間は除く。）まで

ロ　交付方法　設計図面及び現場説明書等は、ＣＤ－Ｒデータにより無償にて交付する。

ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、入札説明書に添付している「図面等交付申込書」を上記の受付期間中にＦＡＸにて送付し、申し込むこと。

ハ　申込先　独立行政法人都市再生機構中部支社　ＦＡＸ番号　052―238―9277

交付は受託業者より発送を行う。

⑵　申請書、資料及び単価見積書の提出方法、期間及び場所

イ　申請書の提出方法、期間及び場所

(イ)　提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。（添付する書類は、入札説明書に添付の「競争参加資格確認申請書」のみでよい。）

ただし、やむを得ない事由により、支社長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(ロ)　提出期間　令和６年５月23日（木）から令和６年７月３日（水）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

(ハ)　提出場所　電子入札システムによる場合は、電子入札システムで申請の上、上記７⑴に写しを提出する。紙入札による場合は、入札説明書に記載の当機構該当担当部署に提出する。

ロ　資料、単価見積書の提出方法、期間及び場所

(イ)　提出方法　資料及び単価見積書は、あらかじめ提出日時の３営業日前までに当機構該当担当部署に電話連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。